

五更考 — 更点法 —

小林賢章

—
古代の時刻表示の一つに更点法がある。身近な辞典から引用しておこう。

a 「更・点」の項「90 夜間専用の時間帯」〈前略〉深更といえば深夜のことであることからわかるように、更というのは、夜間専用の時制で、古くから詩文などによく見られる時刻表現のことである。夜間に使用され、且つ古くより使われているので、不定時にもとづくものであることはまちがいないが、その定義は明確でない。ふつうの解釈は、更は夜間を五等分したもので、これを順次に一更、二更、三更と名づけ、五更が終わると夜が明けるとする。また一更を甲夜、二更を乙夜、三更

を丙夜、四更を丁夜、五更を戊夜ともいう。また「乙夜の覽」といへば、天皇が乙夜という夜おそくまで書物を読んで勉強されることをいうから、更夜、乙夜、従つて一更、二更というのは時刻点を指すことではなく、夜間を五等分した時間帯をいうにちがいないと考えられる。

各一更の時間を五等分して、その各分割を一点、二点、三点、四点、五点と称える、もちろん各点は、一更の五分の一に当たる時間帯になる。従つて三更の中央（三更三点の中央）は、ちょうど夜半に当たることになる。そこで詩文では夜半をいうのに、三更ということばが使われるのをよく見かける。〈下略〉

更点法と現在時制（京都地方真太陽時） 対照図

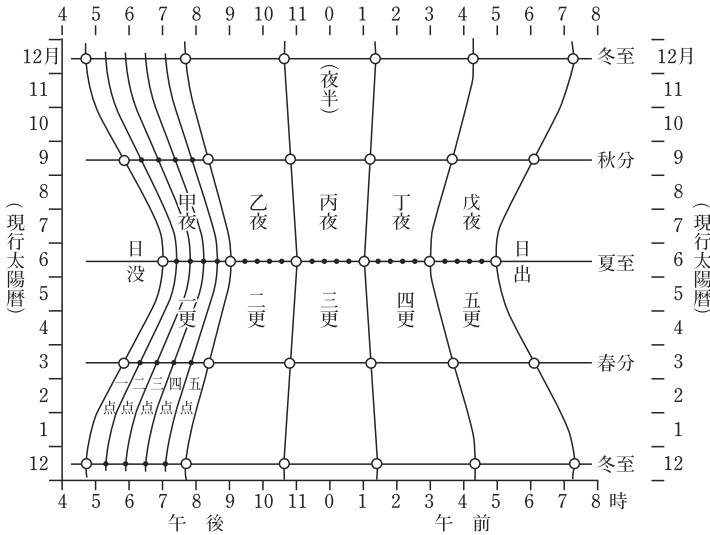


図1

（広瀬秀雄『日本史小百科』東京堂出版 一九七八年）

bかう【更】ウコ（名）日没から翌朝の日の出までを五等分した、それぞれの時刻。季節によって「更」の長さが変わるので、現在の時刻には適合しにくい。ほぼ初更は甲夜、戌（いぬ）の時で午後八時ごろ、二更は乙夜（いつや）、亥（い）の時で午後十時ごろ、三更は丙夜、子（ね）の時で午前零時ごろ、四更は丁夜、丑（うし）の時で午前二時ごろ、五更は戊夜、寅（とら）の時で午前四時ごろに当たる。「五更」と書いて「あかとき」と読むのは、このためである。「杜子美が詩に聞^キ雨寒^ヲ——^ク尽^ク（＝五更方終ワリ午前四時ガ過ギル）開^ケレ門落葉深^シとい^フ詩のあるを」（『正徹物語・上』）

（中田祝夫編監修『古語大辞典』小学館 一九八三年）

cこうてん 更点 夜にだけもちいられた不定時法の時刻の呼称。暮六つから明六つまでを五等分し、一更、二更、三更、四更、五更と分ける。この各更をまた五つにし、一点、二点などとする。この呼び名では暮れ六つが一更一点に当たる。ゼロは用いないから各更とも一点で始まり、六点目が次の更の一点

と重なる。三更の真中、すなわち三点と四点の中央が九つ、いまでいう午前〇時となり、曆法上の正規の呼称で言えば子の正初刻に当たるといえる。更点は不定時法であるから夜の長い冬至のころは更点の感覚も長し、夜が短いときは更点も短い。一更の長さは鼓鐘制の一時の一・二倍の長さとなる。中根元圭の『三正俗解』には点のことは唱といい、また籌ちゆうとも言うところがある。世間では寅の一点、辰の一点のような使い方をしているが、これは俗習のはなはだしきものと戒めている。寅とか辰は定時法の呼び名であるから、その使用の混同を不可としている訳である。しかし古い記録では、この寅の一点式の例が昼夜の別なくみられる。また一更を更夜、二更を乙夜、三更を丙夜、四更を丁夜、五更を戊夜と呼ぶこともある。

(内田正男『暦と時の事典』雄山閣 一九八六年)

aは広瀬秀雄著『日本史小百科 暦』（東京堂出版）の「こうてん 更点」の項の引用である。bは中田祝夫編監修『古語大辞典』（小学館）の「かう（更）」の項、それにcは内田正男著『暦と時の事典』の「90 夜間専用の時間帯」からの引用である。

以下、三文献の名は、(広瀬)、(中田)、(内田)と略称する。(広瀬)には同項の説明の理解を考えて時間の図が掲載されている。そこで、(広瀬)の理解を考えて、右引用末尾に掲載した。なお、(広瀬)を全文引用しなかったのは、その項が長いからである。a・b・cの順は出版年の順である。

先に本論の主目的を述べておく。次の要約Aで三文献とも更点法が不定時法の時刻表示であることを述べている。これが定時法の時刻表示であることを述べるのが本稿の第一目標である。さらにこのことと関連し、今日の時間とどのように対応しているかも述べる。また、定時法・不定時法と関連して、日本の古代には不定時法が行われなかったことも考える。

二

右の三文献を本稿に關係する点に限って要約すると、次の二点にまとめられる。

A「日没から翌朝の日の出までを五等分したそれぞれの時刻。季節によって「更」の長さが変わるので、現在の時刻には適合しにくい。」(中田)、「夜にだけもちいられた不定時法の時刻の

呼称」。(内田)とあるので更点法を二つの文献とも、不定時法と考えていたことがわかる。また、(広瀬)は「深更といえは深夜のことであることからわかるように、更というのは、夜間専用の時刻で、古くから詩文などによく見られる時間表現のこゝとばである。夜間に使用され、且つ古くより使われているので、不定時法にもとづくものであることはまちがいないが、その定義は明確ではない。」と述べている。先に提示した時間の(図1)と合わせて、これも不定時法の表現としてしている。が、(広瀬)では、文中に、「その定義は明確ではない。」と言っているように、不定時法であることの根拠は明確ではない。五更が不定時法であることの主張は、現代辞書史上ほとんどの辞書にも見えるが、根拠がしっかりしないと主張する(広瀬)を筆頭に、(中田) (内田)でもその根拠が明確でないせいか、項目の説明の中に、疑問を感じる表現が見られる¹⁾。

B 「江戸時代も貞享暦が使われるようになった時代では、夜間は日暮れから翌日の夜明けまでをさすことが定着していたらしいが、江戸時代初期またはそれ以前は、夜間は日没から日出までであったように見える。」(広瀬)、「暮六つから明六つまで

を五等分し」(中田)、「日没から翌朝の日の出までを五等分したそれぞれの時刻。」(内田)に見られるように、夜を五等分したものが「更」としているのは三書共通しているが、(中田)は夜を「日没から日の出」とし、(内田)は「暮六つから明六つまで」とし、(広瀬)は貞享暦の後は「暮れ六つ明け六つだが、江戸時代初期以前は日没日出の間」としている。ただ(広瀬)は、その下文に、「あつたように見える。」と疑問・推量の表現が付けられており、確定を避けている。

当たり前だが、日没日出の時間と暮れ六つと明け六つの間の時間は、当然違う。五更を定義するのに、重要な違いを含んで各辞書は五更(更点法)について不定時法と説明をしていたのである。

なお、(内田)の意見「暮六つから明六つまで」を五分したことになるが、五更の開始時間と終了時間としてしていること。という意見の根拠は何によつたのであろうか。これは推定することになるが、五更の開始時間と終了時間としていうより、更点法そのものの理解は、(内田)の「更点」の項目に引用されている中根元圭の『三正俗解』によつていると思われる。そこで『三正俗解』の「更点ノ弁」を引用する。

更点ノ弁

更点ト云ハ夜分ニ局名ナリ其夜ノ長短ニ随テ均ク五分テ一更二更三四五更ト云。又其更ヲ均ク五段トシテ、一点二点等ト云ナリ。故ニ冬至ノ時節ハ夜長ケレバ、更点モ長シ。夏至ノ次節ハ夜短ケレバ、更点モ短シ。点或ハ唱ト云。又ハ籌ト云。世ニ寅ノ一点、辰の一点ト云ハ、俗習ノ甚キナリ。(『三正俗解』)

なお、この「更点ノ弁」には右の図も付けられている。図の日出と日没の時間に一更の始まりと五更の終わりが一致していないから、暮れ六つと明け六つを夜間の始めと終わりと考えていたのだろう。「更点ノ弁」全文から不定時法と考えていたことは明白でもある。右の記述は、(内田)の「暮六つから明六つまでを五等分し、一更、二更、三更、四更、五更、と分ける。この各更をまた五つにし、一点、二点などとする。

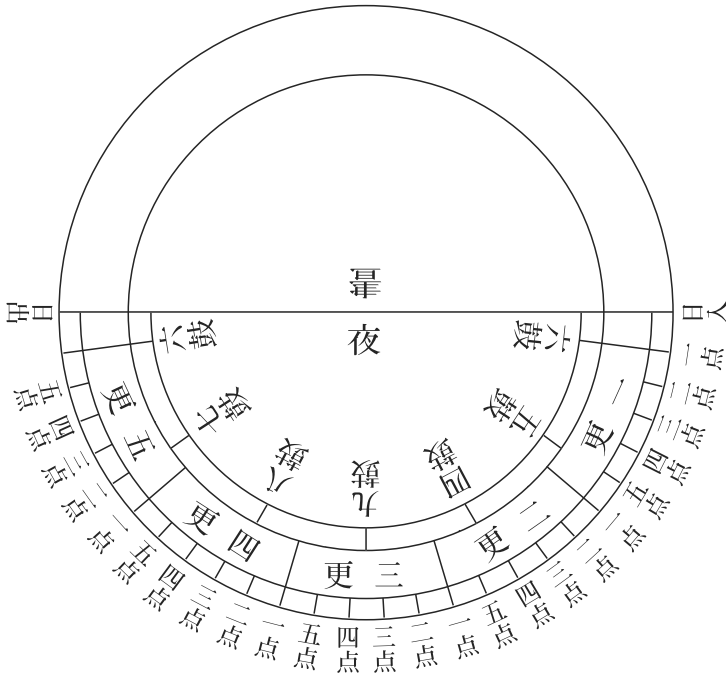


図2 「更点ノ弁」附載図

この呼び名では暮れ六つが一更一点に当たる。」と記される更点法の理解の根拠がわかる。ただ、広瀬も指摘しているように、中根元圭が「世二寅ノ一点、辰の一点ト云ハ、俗習ノ甚キナリ。」と言っているのは、更点法と干支の時刻法を混乱して理解したために起きた間違いである。

内田の更点法（五更）の理解は、『三正俗解』によつていたといえる。その中根元圭の時刻法の理解は、かなり危なっかしい理解だったのである。

以下、中根、及び内田の理解は間違いだったという方向に論は進む。

本稿は、次の第三節で更点法の「更」を使用例を含めて検討するが、その際、現代中国の王海榮著『古汉语時間范畴詞典』（安徽教育出版社 二〇〇四年）を使用する。その「三更三点」の項では、「およそ夜の一時ごろである。その昔一夜を五更に分け、一更を三点に分けた。三更は夜の十一時から翌朝一時までである」と述べる。更の下の単位点は更を三分したものであるとする。更点法のうち五更の論の途中だが、日本と中国の更点法の点の違いを説明しておく。古中国では、夜を五等分した

時間を五更と呼び、その各更をさらに三分してそれを点と呼んでいた。これらを合わせて更点法と呼ぶのである。ところが、先に引用した中根元圭の『三正俗解』には更点法の点について、「又其更ヲ均ク五段トシテ、一点二点等云ナリ。」と言っている。更は夜を五つに分けた単位であり（これは同じ）、その更を三つに分けたものが点としてるのである。点についての理解は現代中国の辞書では三分、中根元圭は五分と違っているのだった。このことはいずれ議論しなければならないが、現在、このことについての日本国内での文献を多く見いだせていないので、日中の更点法の理解にはこうした問題があることを述べておくに止める。

ただここで述べておかなければならないのは、中根元圭の更点法の理解は、更も点もかなり問題があると言うことである。

三

更点法の起源は中国にあることは知られている。そこで、中国側でどのようにこの更点法が理解していたかを王海榮著『古汉语時間范畴詞典』（安徽教育出版社 二〇〇四年）で調査してみることとする。『古汉语時間范畴詞典』の「古漢語時間范畴

綜説」の4、11「以更鼓記述時間」(48頁)の項に五更は詳しく述べられている。その文章を日本語訳する。「古代は一夜を五つに分ける。それを五更と呼ぶ。更ごとに鼓を打ち、更を知らせる。それで、「更鼓」「鼓更」とも言う。「一更」「初更」「鼓一」「鼓動」「鼓声初」などは七時から九時を指す。「二更」「二鼓」「更才二」などは九時から十一時を指す。「三更」は十一時から翌日の一時を指す。「四更」「四鼓」「鼓四」は一時から三時を指す。「五更(頭)」「鼓残」「更闌」は三時から五時を指す。「更定」「鼓絶」は五時以降を指す。」と述べている。

『古汉语時間范畴詞典』には、右の説明の後、『全唐詩』『全宋詩』などの用例が18例上げられている。つまり、中国では日本人が中国から文化を吸収していた大概の時代で、五更は定時法の時間に対応して使用されていたのだった。

こうした理解を日本の文献に捜してみる。

五夜ハ五更ナリカク暁ナリ。五更ハカク戌時カクヨリ寅時マデカク五更ト云ナリ。(『朗詠注』卷三・オ)³⁾
五夜トハアカツキナリ。第五更ナリ。(『朗詠注』卷五・

24オ)

夜既デ二三更ニ及ブ。亥子ノ刻カト覚ホシキ時分。天狗流星飛シデ。(『応仁記』天狗流星之事)⁴⁾

(五)更(更夜戌。乙夜亥。丙夜子。丁夜丑。戊夜寅。)
(『書言字考節用集』)

五更 一更(甲夜戌時) 二更(乙夜亥時) 三更(丙夜子時) 四更(丁夜丑時) 五更(戊夜寅時) (『新編和漢名数』)

これらの用例は、五更と時刻を対応させている。時刻は定時法で行われたことが知られているから。これらを定時法の用法と考えてよい。こうした用例はまだたくさん拾うことができる。直ぐこのあと引用した『日本国語大辞典室町時代編』「初更」引用の『風月集抄』の用例もそれにあたる。なお、『書言字考節用集』「新編和漢名数」は江戸時代出版の本だが、考え方は中世に通じるものとして引用した。

また、『和漢朗詠集』「立春」の6番の句は良峯春道の「夜向残更寒磬尽 春生香火晚炬燃」の句だ。この「残更」と暁は同じ寅の刻を指し、暁になる時点で、冬が去り春になっていない

といけないのだった。この句も、中世に付けられた多くの朗詠注の記述も含めて、五更が定時法を示していることになると思われる。⁽⁵⁾

しかし、既に五更を定時法と理解することは、『日本国語大辞典室町時代編』に描かれている。「初更」を見ておく。

しよこう「初更」夜間を五つに区分したその第一番目の時間、戌いぬの刻に相当し、今の午後八時から十時までに当る。

「二更」「初夜」。「初更ト云ハヨイノ座禪ノ時分ゾ。黄昏ジュツト云テ日ノ入テ戌ノ時ゾ。戌カラ夜ガ初ゾ。」(風月集抄)〈略〉

この語釈は五更を定時法であると考えていると思われる。ただ、「午後八時から十時までに当る。」の部分は間違っている。なぜなら、「二更」の語釈では、「今の午後九時から十一時までにあたる。」とあり、「三更」には今の午後十一時から午前一時までにあたる。」とあるからである。「初更」の語釈は午後七時から午後九時までと改めるべきである。すると正しい解釈にな

る。

なお、辞書にこれを要求するのは難しいかも知れないが、「初更」から「五更」の語釈引用の用例に、ここで上げるには不適當なものが見られる点は指摘しておく。

ただ、時間的には後出の『日本国語大辞典 二版』ではまだ、不定時法の説明がとられているから、『日本国語大辞典室町時代編』の先取性は評価される。

四

これで、五更の問題は解決したように思えるが、我が国に於ける定時法使用・不定時法使用の問題は解決できたわけではない。

高校生が使う『古語辞典』の多くにまだ問題が指摘できる。その問題点を考える前に、定時法・不定時法(変時法)とは何かを述べる。一日は二十四時間でできている。それを等間隔に分割するのが定時法である。今の我々の時法もそれにあたる。一方、不定時法とは江戸時代に行われた時法で説明すると、日の出の時間と日の入りの時間を規準として、それぞれ夜と昼を六等分する方法である。日の出の時間と日の入りの時間は夏と

冬とで大きく違う。とすれば、夏の昼の一時間と夜の一時間を較べると昼が長く夜は短くなる。もちろん、冬はその逆である。

実はこの不定時法（実際に行われていた江戸時代の不定時法）二つの事柄を追加事項として加えておかなければならない。

一つめ、日の出日の入りを規準とする時刻法なのだから、毎日その時間は変わる。毎日時計の目盛りを変えなければならぬことになる。それでは時計の管理があまりに難しいから、例えば二十四節気（二十四節とも言う。太陽が一年かけて経過していく道（黄道）を二十四分してそれぞれに名前をつけたもの）ごとに期間を決めてその間は一つの時間に決めて時刻は決められた。

二つめ、日の出・日の入りが規準になると述べたが、実際には、例えば、寛政暦によれば、日の出の三十六分前と日の入りの三十六分後を規準に取っている。明六つ・暮れ六つの考え方である。だから、春分や秋分の時でも昼の時間の方が一時間十二分くらい長くなっている。

さて江戸時代は、一部の天文学者は定時法を知っていた。が、それ以外の人たちは不定時法の世界に生きていたのだった。江戸時代の一般の人は身分の高下に関係なく、不定時法の世界に

生きていたのである。

そこで平安時代はどうであろうか。ここで高校生の使う『古語辞典』に登場してもらうことになる。例えば、『旺文社古語辞典』は巻末のカラー参考図の項に、「時刻・方位、月と日の名称」の図頁にその記述がある。丸い定時法の図と横長の不定時法の図が書かれ、定時法と不定時法についての説明がなされている。丸い表と定時法の説明、横長の不定時法の表にはさしたる問題はない。所が表ではなく、その不定時法の説明の記述は一読問題を感じるのである。

不定時法の説明を引用する。

一日を昼と夜とに等分し、それから昼を六等分、夜を六等分して時を決める時刻法で、古代から江戸時代にかけて民間で使用された。この時刻法によると、同じ一時（いつとき）でも夏の昼の一時は長く、夜の一時は短く、逆に冬の

昼の一時は短く、夜の一時は長いということになる。（『旺文社古語辞典』傍線筆者）

時刻・方位、月と日の名称

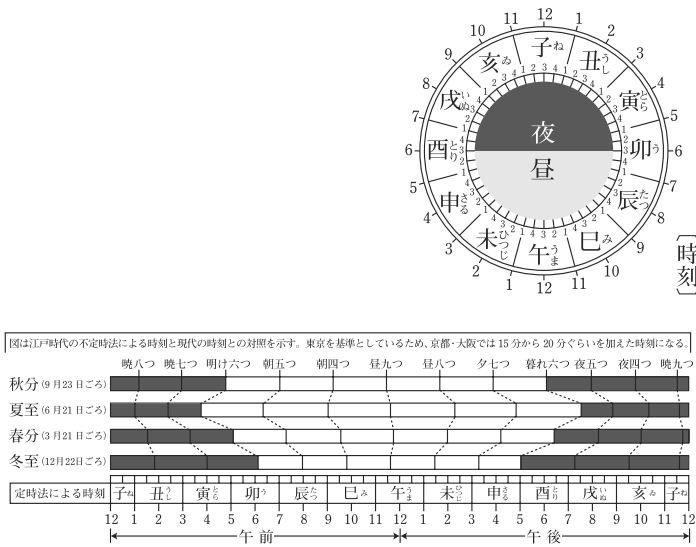


図3

ここで、問題としている平安時代もこの通りに理解すると、貴族社会は定時法だったが、民間は不定時法が行われていたと
なるのであった。ここでは『旺文社古語辞典』を使用した
多くの高校生が使う古語辞典でも同様の記述が見られるので
あった。

五

この記述を見ると読んだ人は平安時代（古代）を限定に
は不定時法が民間で行われていたと考えるはずである。

そして、不定時法が行われていた用例（文献）が存在するの
だろうと考えるはずである。ところがそうした文献（用例）は
平安時代の用例一つが示されているだけである。しかもその用
例が実は不定時法を示しているか疑問なのであった。

その用例は、都良香の文章を集めた『都氏文集』の中の「漏
剋」の一節がそれとされている。「漏剋」は漢文で書かれてい
る。ただ、本稿では、『都氏文集全釋』（汲古書院）により、読
み下し文とその口語訳により以下当該箇所を提示する。⁶⁾

「上天時に応じ、下人事に参る。其の二十三箭を反復して、
三百六句を調御する」（上は天の時に適い、下は人事に考えた

漏刻の制は、その二十三箭を反覆し、一回り三百六十日を正しく調えるものであります。）がその箇所である。漏刻（水時計）は何となく定時法を意識させるが、漏刻に二十三本の箭が使用されているとあるが、一本は使用中であり、合計二十四本であるとし、二十四節気に対応していたのではないか。とすれば、不定時法が行われていたというのである。

『古語辞典』に説明されている漏刻が不定時法に使用されたという主張は（広瀬）が『曆』にのべたとところに端を發すると思われる。中国の『六唐大典』の「漏刻」の説明が不定時法で行われている（これは正しい↑筆者）としたうえで、日本の『都氏文集』の漏刻の記述に「二十四本の箭」とあるから、日本の漏刻も不定時法が行われていたが（広瀬）の主張だった。それが、『古語大辞典』（小学館）『岩波古語辞典』を含めほとんどの『古語辞典』に採用され、「（不定時法）古代から江戸時代にかけて民間で使用された。」という記述になったのである。この漏刻の記述を不定時法とするには問題があることを以下述べるのだが、ここで、一つ述べておくなら、この『都氏文集』の「漏刻」の文は宮中の試験の対策（模範解答例）のための文章である。

とするなら、貴族社会に属することが述べられているはずであり、一カ所ここだけが、民間用の時間表現が不思議なのであった。

『都氏文集』の「漏刻」の文章中には、実は別に四つ時法がわかる記述が見られる。

（a）風雨にして晦くろけれども、斗杓とさうと與ともにし冥符めいぷし、（b）光景は以て移り、圭陰と共にし相ひ傳たふ。（c）甲乙丙丁の、五更の期は能く授かり、（d）寅卯辰巳の、百刻の點は自ら分わかまる。

（風雨であつて暗い夜でも、北斗七星の杓の動きと同じように時を刻み、日の光は推移し、その影と同じように時を刻むのであります。甲乙平貞の、五更の区分を授かり、寅卯辰巳の、百刻のくぶんも自然に定まるのであります。）

（中村璋八・大塚雅司著『都氏文集全釋』（汲古書院）

（a）斗杓とさう

（a）から（d）まで四つの時間表現があるのがわかる。

(a) 「風雨にして晦けれども、斗杓と與にし冥符し」の記述。古来中国では(と言うことは日本でも行われたのだが)、北斗七星の尻尾の方向で時間を知った。身近に星座表を以ておられるなら、それを見て欲しい。一月一日の夕方の七時に時間を取って欲しい。すると、北斗七星の尻尾(斗杓)が北の方を向いているのがわかる。以後、時間が経つことに東、南、西と動く。ほぼ十二時間経つと斗杓はほぼ南を指す(このあたりで夜が明け観測は不可能になる)。以後の経過は星座表なら観察が可能だが、実際の天空では空が明るくなるから観測不能である。ただ次の日の夕方七時頃になるとまた斗杓はほぼ北をさすのだった。これは、古典でよく出て来る建子、建丑などの表現と同じ意味である。建子で見ておく。建子は子を建すと読む。夜空の子の方角北を斗杓がさす意味である。ここで重要なことは、斗杓の記述の前に時間(それに伴う日付も)が示されていないければ、斗杓の建す方向はわからない。こうした場合、夕方の七時(十九時)を意味することを古典の常識として理解しておいていただきたい。

右本文の「北斗七星の尻尾(斗杓)が北の方を向いているのがわかる。以後一時間経つことに東、南、西と動く。ほぼ十二

時間経つと南を斗杓はほぼ南を指す。」などの記述を見れば、これが定時法を示していることがわかる。

(b) 光景は以て移り、(d) 百刻の點

この箇所的口語訳をみて頂きたい。口語訳は「日の光は推移し、その影と同じように時を刻むのであります」とある。これは日時計の話であることは直ぐわかるし、その根本は太陽の動きである。これも定時法である。

次は(c) 項を扱うべきなのが当然だが、この序論二を書いたのはこの(c) 項について述べるのが中心テーマであった。それで、後に論議を送る。

それで、(d) 百刻の點だが、これは一日を百刻で捉えるというのだから、定時法であらう。

(c) 五更、つまり更点法の一部は先に第三節で見たように、定時法であった。『郡氏文集』の「漏刻」の文中の時刻表現は定時法を示していたのだった。

五更を不定時法と理解したのは、すべて、明和八年(江戸時代中期)に出版された中根元圭の『三正俗解』中の「更点ノ

弁」であった。「更点ノ弁」には、江戸時代の貞享年代以前には定時法が行われた可能性が高いと中根元圭が思っていた節が、先に見たようにあるにも関わらずである。

六

ヨモスガラは「終夜ハ、宵カラ曉迄ノ事ナリ」（『京大本百人一首聞書』）などの用例から考えて、午後七時から翌午前三時までと理解していたことがわかる。

「更点法」に戻ろう。不定時法が行われた江戸時代に生きていた中根元圭は夜を中世以前の夜（午後七時から翌午前三時）の理解を失っていた。そこで当時行われていた明け六つ暮れ六つ（それぞれ夜と昼の堺）の考え方を更点法を考える基礎として用いたのであろう。

その間違いをそのまま広瀬秀雄は『暦』で引用した。それが、現行の『古語辞典』にも間違つたまま引用されていたのである。

（広瀬）の「漏刻」の記事でもう一つ気になることは、漏刻はあまり長く日本では使用されなかつたという趣旨の記述である。道元の『道元清規』には「諸寺漏刻を直蔵司に置き、人工

兩人之を知す。」（「知事清規」）の記述がある。曹洞宗では寺院を経営するとき、それまでの各篇で時間を大切にしなければならぬことが述べられているが、この記述を見ると、「漏刻はあまり長く日本では使用されなかつた」の記述の時間はどのくらいの長さを指摘しているのか不明だが少なくとも、曹洞宗では漏刻はこれ以降も相当長く使用された可能性がある。また、寺院では香時計（「常香盤」とも呼ぶ）で修行の時間などを院内の僧侶に知らしていたことは知られている。

七

貴族の間で定時法が使われていたとしても、民間では不定時法が行われていたのではないかという問題では、次のような事実を述べておく。貴族と民間との時間の交流の様子である。

嘉祥年（八四八〜八五二）銘「傍示札」に「一田夫朝以寅時下田夕戌時還私状（試読 一つ、田夫は、朝寅の時を以て田に下り、夕戌の時に環るの状」とある。

『傍示札』は公の文書である。それをここでは「田夫」とあるから農民に指示したものである。そこに、「朝寅時」「夕戌時」と時間が示されているのだった。普通これらの時間は定時

法とされる。つまり、定時法の時刻が直接農民に示された例である。

もう一つは『今昔物語集』の卷二十六の第十七「利仁將軍若時從京敦賀將行五位語」である。この話は芥川龍之介の『芋粥』の原話として有名である。この本に關係する範圍でこの話を略説する。五位の貧乏貴族が「芋がゆが腹一杯食べたい」と言っているのを聞いた利仁將軍が領国の若狭の国（福井県嶺南地方）に連れて行き、芋粥を食べさせたという話である。

若狭に着いた夜、貧乏貴族が寝ようとしていると、「此辺ノ下人承ハレ、明旦ノ卯時ニ」大きな長芋を持つてこいと大きな声により農民に命令しているのを聞く場面がある。これも、農民は直接定時法に接している。

これらの例から推定すると、官人ではない一般の民間の人たちも、貴族の時間の中で生きていたのではないか。中世以前では、定時法のみが行われており、不定時法は行なわれていなかったといえるのである。

また、日本の時刻制度でも、平安鎌倉など中世までは、定時法が行われていた。そこで行われた更点法（五更）も定時法の

もとで行われていたと推量できることはここまで述べてきた。

七

最後に、五更をまとめてみる。

五更は定時法に基づく時刻表示法である。

五更には、一更（または初更）、二更、三更、四更、五更（または残更）の五つの更があった。一更（または初更）は戌の刻（午後七時～午後九時）、二更は亥の刻（午後七時～午後十一時）、三更子の刻（午後十一時～翌午前一時）、四更は丑の刻（午前一時～午前三時）、五更（または残更）は寅の刻（午前三時～午前五時）に相当する。

また、各更は三分または五分される下位区分点があったと思われる。が、実態は不明である。

〔注〕

（一）「ほぼ初更は甲夜、戌の時で午後八時ごろ」（中田）以下五更

までの時間を二時間おきと書いているが、例えば、初更は午後七時から九時である。あえて、時間を説明すれば、午後七

時過ぎが正しい。このあたりは、干支による時刻表示と同じ。
(内田)では、中根元圭の「これは俗習のはなはだしきもの」の意見にに対して、「この寅の一点式の例が昼夜のべつなく見える。」と「更点ノ弁」に問題点があることを指摘している。

(2) 中根璋述・源元寛訂『三正俗解』(京都石田治兵衛 明和六

年跋) 東大図書館蔵本による。

(3) 寛文版本による。

(4) 寛永版本による。

(5) 拙稿『和漢朗詠集 6 番詩句の解釈』(同志社女子大学学術研究年報) 第 66 卷)

(6) (広瀬)「わが国の漏刻みづく」 94 不定時用の水時計」の項参照。